

西ドイツビール税法：Biersteuergesetz
(1952年3月14日編)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三木, 義一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008646

西ドイツビール税法 (Biersteuergesetz)

(1952年3月14日編)

三 木 義 一

はじめに

最近、我が国の酒税制度に対して様々な批判がなげかけられている。その主なものとして、現行の各酒類に対する酒税負担率が不合理であること、酒の中身についての規制が不十分であること、さらには不合理な免許制度のためにドブコ造り等が今なお禁止されていること等をあげることができよう（詳しくは、拙稿「酒と税金」ジュリス増刊33号『日本の税金』所収196頁以下、及びそこに引用の諸文献を参照）。こうした現行酒税法制の問題点をより明らかにし、その改善策を考えるためには諸外国の酒税法制の比較研究も必要不可欠である。そこで、まず西ドイツのビール税法をとりあげ、同法を訳出・紹介することにした。以下で訳出・紹介する西ドイツビール税法の注目すべき点をあらかじめ簡単に述べておくと、つぎの点を指摘することができよう。まず、いわゆる「純粋令」(9条)に代表されるようにビールの中身についての規制が厳格であり、例外的に糖の使用を認める場合には消費者にわかるようにそのことを明記することを法律上義務づけており(10条)、こうした点に消費者保護の姿勢をみることができよう。また、農家における自家醸造を認めると同時に軽減税率を適用しており(3条等)、伝統的な農家での酒造りを保護しているといえよう。さらに税率が30年間も引き上げられていない(5条、注6)ことも注目されよう。

原文はビール税法制定時の1952年のものによった。(BGBl, I, S. 146ff.)。その後の改正(但し、資料の関係から一応1980年までとする)で重要な変更が加えられた部分や、施行令等の紹介も必要な部分については(注)で解説を加えておいた。コンメンタール類を入手していないため、誤訳も少なくないと思われるが、そうした点は今後機会をみて補正していきたいと考えている。

第1章 総則

(ビール税の対象)

第1条 ビールには公課 (Abgabe) が課せられる (ビール税)。ビール税は租税基本法

(Reichabgabenordnung) という消費税 (Verbrauchssteuer) である。

(納税義務の成立, 納税義務者)

- 第2条 (1) 納税義務はビールを醸造所から移出もしくは醸造所内で消費することによって成立し、かつ、ビールの移出もしくは払い出し (Entnahme) の時点に成立する。連邦大蔵大臣は濃色ビール (Farbebier) の発送については例外を認めることができる。
- (2) 納税義務者は自己の責任においてビールを製造し、もしくは製造させる者である。自己の醸造所内に持ち込まれた他人のビールについては醸造所の所有者 (Inhaber) も納税義務者となる。
- (3) 国内にビールを輸入する場合の納税義務の成立、成立時点、納税義務者については関税法の当該規定が準用される。

(ビール税額)

第3条 (1) ビール税の税額は一醸造所内で一会計年度内に製造されたビールの量に応じて1ヘクリットルあたり以下のようになる。

最初の2000hl	12.—DM
つぎの8000hl	12.30DM
" 10000hl	12.60DM
" 10000hl	12.90DM
" 30000hl	13.20DM
" 30000hl	13.80DM
" 30000hl	14.40DM
それ以上	15.—DM

10ヘクタール以下の農業経営者 (Inhaber landwirtschaftlicher Betriebe) で一会計年度に自己の収穫した大麦から麦芽汁濃度 (Stammwürzegehalt) 12% 以下のビールを10ヘクリットル以下製造し、1930年4月1日以前に醸造所を有している自家醸造者 (Hausbrauer) (9条6項) については税額を40%減額する。10ヘクタール以上の農業経営者である自家醸造者については租税優遇の対象となる年間製造限度量を15ヘクリットルまで引き上げる。この租税優遇は営業として別のビールを提供し、もしくは提供させることのない自家醸造者のみに適用される。一醸造所内で10もしくは15ヘクリットル以上のビールが製造されたり、自家醸造者が租税優遇の対象となるビールを生計を一つにしない者 (nicht zum Haushalt gehörige Person) にも有償で提供した場合には、当該会計年度の終了をもって租税優遇は消滅する。

(2) 第1項の税率はフォルビール (Vollbier) に適用される。シャンクビール (Schan-

西ドイツビール税法 (Biersteuergesetz)

kbier) については4分の1、アインファッハビール (Einfachbier) については2分の1、税率が軽減される。スタルクビール (Starkbier) については2分の1税率が引き上げられる。濃色ビールはスタルクビールの最高税率に基づいて課税される。アインファッハビールとは麦芽汁濃度2~5.5%のビールをいう。シャンクビールとは麦芽汁濃度7~8%のビールをいう。フォルビールとは麦芽汁濃度11~14%のビールをいう。スタルクビールとは麦芽汁濃度16%以上のビールをいう。

(3) ある醸造所が自己の責任で醸造する多数の者によって共同で利用されている場合には、税額の基準となるのは当該醸造所で製造されたビールの総量ではなく、個人が自己の責任で製造したビールの量である。1909年以後建造されたこの種の醸造所はこの優遇を受けられない。連邦大蔵大臣の規則に基づき例外を認めることができる。

第4条 国内に輸入されたビールは同一の麦芽汁濃度の国産ビールに対する段階税率の最も高い税率で課税される。⁽⁷⁾

(課税対象となる量)

第5条 醸造所内で消費されたビールの課税対象となる量の確定は連邦大蔵大臣の規則に基づいて行なわれる。その他の場合には容器 (Umschließung) (樽、びん等) の容積 (Raumgehalt) に基づいて課税対象となる量が決定される。⁽⁸⁾

(納期)

第6条 (1) 納税義務者は、納税義務が成立した月の翌々月の15日までに租税を納付しなければならない。⁽⁹⁾

(2) 輸入ビールの場合の納期については関税法の当該規定が準用される。⁽¹⁰⁾

(3) 延納 (Zahlungsaufschub) は認められない。

(非課税)

第7条 (1) 醸造所が従業員 (Angestellten und Arbeiter) に自家消費 (Haustrunk) ⁽¹¹⁾ のために提供したビールは連邦大蔵大臣の規則に基づき非課税とされる。醸造所は本規定により非課税とされるビールを従業員以外の者に提供してはならない。⁽¹²⁾

(2) 連邦大蔵大臣の規則に基づき租税監督 (Steueraufsicht) ⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾ の下で輸出されるビールは非課税である。

(税額の還付)

第8条 醸造所にもどし入れられたビールもしくは他の醸造所にもち込まれたビールについては、連邦大蔵大臣の規則に基づきビール税を還付することができる。

(ビール製造)

- 第9条 (1) 下面発酵のビールの製造には、第3項の規定は別として、大麦麦芽、ホップ酵母(Hefe)、水しか使用することができない。⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾
- (2) 上面発酵のビールの製造にも同一の規定を適用する。しかし、この場合には別の麦芽の使用も、また技術的に純粋なしよ糖(Rohrzucker)、てんさい糖(Rübenzucker)、転化糖(Invertzucker)、でん粉糖(Stärke)及び上記の糖から製造される着色料(Farbmitteln)の使用も認められる。
- (3) ビール製造に際して、麦芽、ホップ、酵母、水のみから造られた濃色ビールの使用は許されるが、特別な監視措置に服する。
- (4) 麦芽(Malz)とは人工的に発芽に利用しうる穀物のすべてをいう。
- (5) 特別なビール及び輸出用のものであることが証明されているビールについては第1項、第2項の規定を適用しないことも許される。
- (6) 第1項、第2項の規定は自家用のためのみビールを製造する醸造所(自家醸造者)には適用されない。
- (7) 発酵室内での麦芽汁のエキス分(Extraktgehalts)の確定後の醸造者によるビールへの水の添加もしくはビール取引業者及び飲食店主(Wirte)による水の添加は禁止される。税関本署(Hauptzollamt)は必要な保全措置の下で発酵室での麦芽汁のエキス分確定後のビールへの水の添加を醸造者に許すことができる。
- (8) アインファッハビール、シャンクビール、フォルビール、スタルクビールの混合、また納税義務成立後の醸造者によるビールへの糖の添加もしくはビール取引業者及び飲食店主による糖の添加は禁止される。連邦大蔵大臣は例外を認めることができる。
- (9) 上面発酵のインファッハビールの製造のためには1939年2月27日編の甘味料流通令(Verordnung über Verkehr mit Süßstoff)5条3号に基づき甘味料を使用することができる。

(ビールの流通)

- 第10条 (1) ビールという——単語もしくは複合語による——表示もしくはビールらしく見せかける表示もしくは絵による描写の下で市場に出すことのできる⁽¹⁷⁾のは、発酵し、かつ第9条1項から3項の規定に合致する飲料のみである。製造のために麦芽、ホップ、酵母、水以外に糖も使用したビールは、糖の使用が消費者に認識されうるような方法で示されている場合にしか市場に出すことはできない。甘味料を使用したビールについても同じである。⁽¹⁸⁾詳細については連邦大蔵大臣が定める。
- (2) アインファッハビール及びシャンクビールは消費者に認識されうる方法でそのことが表示されている場合にしか市場に出すことはできない。スタルクビールもしくは特に強く醸造されたビールと見せかけるその他の表示をつけて市場に出すことができるの

は、当該ビールの麦芽汁濃度が定められた限界を下回っていない場合だけである。'ボックビール、(Bockbier) という表示で市場に出すことができるのはスタルクビールのみである。

(3) 麦芽汁濃度が

2%以下

5.5%を超え7%未満

8%を超え11%未満及び

14%を超え16%未満

のビールは市場に出すことができない。連邦大蔵大臣は例外を認めることができる。その場合特に異なる規定がない限り、1番目の種類のビールはアインファッハビールとして、2番目の種類のビールはシャソクビールとして、3番目の種類のビールはフォルビールとして、また最後のビールはスタルクビールとして課税される。同一の税率が本規定に反して市場に出された前記各種のビールについて適用される。

(調合)

第11条 ビール製造のためと特定されたあらゆる種類の調合 (Zubereitungen) 及び家庭でのビール製造 (Herstellung vom Bier im Haushalt) のためと特定された醸造原料もしくは醸造代用原料は宣伝 (anpreisen) されたり、市場に出されたりしてはならない。糖から製造された着色料 (9条2項) 及び濃色ビール (9条3項) はそれらが醸造所に提供されるものであるときはこの禁止の対象とはならない。家庭でのビール造り⁽¹⁹⁾ についての手引 (Vorschrift) を宣伝し、売却し、無償で提供することを禁ずる。

第2章 監視規定

(租税監督)

第12条 (1) 醸造所及び醸造所と提携した小売店 (Ausschank)⁽²⁰⁾ は租税監督に服する。

(2) 醸造所の所有者は施行令に基づき、税関に受取人を報告しかつそれについての証明書を受け取る前に申告義務ある容器 (GefäÙe)⁽²¹⁾ を手放してはならない。

(3) 醸造装置 (Brauerogeräte) が使用されない時もしくは使用されてはならない時は当該装置を職権で封鎖することができる。

(4) ビールはその一般的性質及び通常の醸造方法に基づき飲むに適した状態になる前に醸造所から移出されてはならない。連邦大蔵大臣は例外を認めることができる。連邦大蔵大臣は醸造所から移出する際の製品を完成したビールとして課税することを命令することができる。

(5) 醸造所所有者の納税義務を事業主 (Betriebsleiter)⁽²²⁾ が履行するのは (租税基本法

190条), 税関本署が承認してはじめて有効となる。

(醸造所所有の報告及び共同事業経営)

第13条 12条1項に基づき租税監督に服する事業を所有した者は所有後8日以内に税関に報告しなければならない。

(麦芽製粉機保存義務)

⁽²⁸⁾
第14条

(1) 1. 1918年4月1日に操業しうるように整備されており, 1918年10月1日以後1会計年度にビール製造量が3000ヘクリットルを超えた醸造所

2. 1918年4月1日以後建てられた醸造所

の所有者は, 醸造所内もしくはそれと関連する場所において自己の製粉機もしくは承認済みの自動粉碎装置(Verwigungsvorrichtung)を付けた麦芽压榨機(Malzquetschen)を保持し, 自己の醸造所内でのビール製造のためと決められている麦芽の粉碎のためだけに利用する義務を負う。

(2) 第1項1号にいう醸造所の所有者に対しては, 納税義務あるビールの全製造量が3000ヘクリットルをはじめて超えた会計年度の終了後にこの義務が成立する。この限度量を超えることが持続的ではないと見込まれる場合, もしくは場所的關係から粉碎装置付きの製粉機の取り付けに著しい費用がかかる場合には, 税関本署はこの義務を免除しなければならない。

(3) 第1項にいう醸造所以外の醸造所で, 自己の醸造所内でビール製造用の麦芽を自己の製粉機もしくは压榨機で粉碎する醸造所の所有者は, 承認済みの自動粉碎装置付きの麦芽製粉機を備えつけねばならない。麦芽製粉機の性質もしくは場所的關係のために粉碎装置の租税保全上の取付けが不可能もしくは著しく費用のかかる場合には, 税関本署はこの義務を免除しなければならない。

(4) 連邦大蔵大臣は第2項, 第3項の場合に一時的に別の緩和措置を認めることができる。

(5) 第1項から第3項までの醸造所以外の醸造所の所有者は, 場所的關係から取り付けに著しい費用がかからず, かつ, 粉碎装置付きの製粉機が連邦から無料で交付される場合には, 醸造所内に自動粉碎装置付きの麦芽製粉機を据え付けねばならず, また当該製粉機の取り付けにより生ずる費用を支払わねばならない。

(6) 醸造所の所有者がビール税に危害を加える罪を犯し, もしくは本法の監視規定及びそれに関して公布された施行規則に継続的に違反する場合には, いかなる事情があろうとも税関本署は醸造所所有者に自動粉碎装置付きの麦芽製粉機の据え付けを義務づけることができる。

(7) 醸造所の所有に変動があった場合には新所有者にこの義務が引きつがれ, また, 必

ール製造が後に減少したことによってこの義務は消滅しない。

(8) 麦芽製粉機及び自動粉碎装置の据え付け場所及び配置は税関本署の認可 (Genehmigung) に服する。

(9) 粉碎装置は麦芽製粉機と固く結びつけられねばならず、また、職権による封鎖後麦芽が粉碎装置を通過した後容易に製粉機に到達するように配置されねばならない。

(共同製粉機)

第15条 税関本署は、自動粉碎装置付きの製粉機保持義務を有する醸造所所有者多数が当該製粉機を共同で所有もしくは利用するのを認可することができる。

(協定 Abfindung)

第16条 一會計年度500ヘクリットル未満のビールを製造し、かつ、1918年4月1日以前から操業するように整備されている醸造所の所有者は協定を結ぶことができる。さらにこの者については2条1項、5条、6条1項及び8条の規定は適用されない。協定を結んだ醸造者にはビール製造量の記帳を義務づけることができる。ビール税は協定の場合にはビール製造用として申告された原料の量から製造しうるビール量に関する大蔵大臣の規則に基づき、あらかじめ税関本署によって拘束力をもって確定されねばならない。ビール税は確定後の翌々月の15日が納期となる。⁽²⁵⁾

(搜索)

第17条 租税監督に服する企業の搜索は、ビール税が脱税されているか、もしくはビール製造に際して許可されていない原料が使用されている強い容疑がある場合に許される。

第3章 罰則規定

(ビール製造に際しての不許可原料使用に対する罰則)

第18条 (1) 故意もしくは過失により9条で認められている原料以外の原料をビール製造に使用し、もしくは販売用の完成したビールに添加した者は、他の法律でより重い刑が科せられていない限り、当該違反につき罰金に処する。租税監督の下にある場所で認められていない代用原料もしくは添加原料を貯蔵していた者は、当該原料がビール製造用以外の目的のためのものであることが証明されない限り同様に処する。

(2) 罰金とともに、代用原料及び添加原料、それらで造られもしくはそれらが添加されたビール及び容器の没収の判決を下すことができる。租税基本法401条⁽²⁷⁾2項、414条⁽²⁸⁾及び415条⁽²⁹⁾が適用される。

(3) 1項の違反に対しては租税基本法⁽³⁰⁾416条、⁽³¹⁾417条が同様に適用される。

(4) 第1項の違反行為に対する公訴は3年で消滅時効にかかる。租税基本法419条2項⁽³²⁾が適用される。

(5) 第1項1段及び第2項から第4項までの規定は第11条に対する違反行為に適用されねばならない。

第19条 第10条の規定に対する違反行為は、別の法律でより重い刑が科されていない限り、租税基本法413条⁽³³⁾にあげられている違反行為と同様に処される。租税基本法416条、417条、419条⁽³⁴⁾が準用される。

第20条 18条、19条の場合、刑事手続については租税基本法第3編第2章規定が適用される。

第4章 ビール類似の飲料

第21条 (1) ビールの代用として市場に出され、もしくは飲まれることの多い飲料(ビール類似飲料)は、第22条、第23条の規定に基づきビール税に服する。

(2) 連邦大蔵大臣はビール類似飲料の範囲を詳細に定めることができる。

第22条 ビール類似飲料のビール税は同じ麦芽汁濃度のビールに対する最高税率の75%である。

第23条 ビール類似飲料に対しては第2条第1項2段、第3条、第4条、第9条第1項乃至第6項及び第9項、第10条、第14条乃至第16条、19条及び24条は適用されない。

第5章 終 結 規 定

第24条⁽³⁵⁾ 麦芽製粉機の最初の据え付け費用は第14条第1項1号の醸造所の所有者に対して、自動粉砕装置の最初の取り付け費用は第14条第3項の醸造所の所有者に対して、連邦大蔵大臣の命令により連邦から補償される。第14条第6項の場合には費用補償は行なわれない。

注

(1) 濃色ビールというのはビールの色を調整するために、あらかじめ濃いめに造られたビールと思われる。なお、この点については穂積忠彦氏から御教示いただいた。

(2) 2条3項は1957年の改正で削除

西ドイツビール税法 (Biersteuergesetz)

- (3) 1978年の改正で「会計年度」は「暦年」(Kalenderjahre)に変えられている。以下の条文においても同じ。
- (4) 租税優遇の適用を望む「自家醸造者」は毎年4月10日までに税関に届け出なければならぬこととされている(施行令7条1項)。
- (5) 1963年の改正で、租税優遇の適用が否定されても、そのため不当に過酷な税負担となる場合には一定期間経過後再び優遇措置を適用することが可能とされている。
- (6) 1980年時点の改正でもビール税額は引き上げられておらず、実に30年近くも税額が引き上げられていないことになる。
- (7) 4条は1957年の改正で削除。
- (8) 1978年の改正でつぎの規定が末尾に加わっている。
「特別な事情がある場合で、他の方法で正確に確定でき、租税関係に影響を与えないときは、申請により課税対象となる量を容器の容積で測定しないことが認められる」
- (9) 1968年の改正で「翌月の20日」に変えられている。
- (10) 6条2項は1957年の改正で削除。これに代って6条aが導入され、輸入ビールの税率等を規定している。
- (11) 自家消費とは醸造所内での消費だけではなく、賃金契約等に基づき従業員に提供される市販用のビールも含まれる(施行令12条1項)。
- (12) 但し、罰則の適用がないので、訓示規定的なものと思われる。
- (13) その後の1976年の改正等で非課税となる輸出用ビールの要件がより詳細に規定されるに至っている。
- (14) 1968年の改正で第3項が加えられ、試飲用の消費や租税監督のための払い出しについても非課税とされている。
- (15) この規定が有名な「純粋令」(Reinheitssgebot)である。この規定は西ドイツに輸入されるビールについても適用されるためヨーロッパ共同体加盟国から輸出を妨害するものとして批判されている。西ドイツは「消費者保護」を根拠にその正当性を主張しているが、ヨーロッパ共同体コミッションは1982年2月に、消費者保護はラベルの表示で配慮すればよいのであって、輸入ビールにまで純粋令を適用するのは「ある加盟国で合法的に流通しているものは他の加盟国でも流通しうる」という原則に反するとの見解を示し、輸入ビールにまで純粋令を適用するのを改めるよう求めている(Vgl., Der Betrieb 1982, S. 944)。
- (16) その後の改正で注目されるのは、1968年の改正でホップの代りにポップの粉末(Hopfenpulver)、他の方法でホップを細かく砕いたもの、ホップのエキス(Hopfenauszüge)の使用が認められたこと(現行法では9条5項)と、健康上支障がなく技術的に不可避な浄化剤(klärmittel)の使用が認められたこと(現行法9条6項)である。
- (17) 1963年の改正でこの後につぎの規定が加えられている。
「連邦大蔵大臣はそれによって価値ある経済財の壊滅が回避され、かつ、他の製造者の被害が見込まれないときには、個別的に例外を認めることができる」
- (18) 「甘味料を使用したビールについても同じである」の部分は1980年の改正で削除。

- (119) その後1968年の改正でホップ製品(注16参照)の使用が認められたことに対応して、ホップ製品を市場に出す場合には食料流通についての監督官庁の許可を要すること(2項)、またホップ製品を市場に出す場合の容器にはホップの種類等を明記すること(3項)を定めた規定が加えられている。
- (120) 西ドイツは消費税の管轄権は関税とともに税関本署(Hauptzollamt)が有している(現行租税基本法40条参照)。
- (121) 第2項は1957年の改正で削除。
- (122) 1976年の改正で削除。
- (123) 1957年の改正で削除。
- (124) 1957年の改正で削除。
- (125) 1968年の改正で500ヘクリットルが1000ヘクリットルに引き上げられ、また納期も翌月の20日に変えられたほか、後段部分が2項として独立し、ビール醸造原料とビール製造量との比率(Ausbeutesätze)があらかじめ確定され、その比率に基づいてビール製造量が決められ、そこから自家消費分が控除されることとされた。
- (126) 1967年の改正で廃止。
- (127) 当時の租税基本法401条2項はつぎのとおり。
「製品又は商品の没収を実行することができない場合には、その物の価格の納付を、その価格を調査することができない場合には10万DM以下の金額の支払を宣告すべきものとする。」(中川一郎「ライヒ租税法・邦訳」税法学23号参照。なお、以下の租税基本法の邦訳も原則としてこれにしたがう)。
- (128) 第414条(没収)「没収の刑が規定されている場合には、その物件が誰に帰属するか、及び特定人に対し刑罰手続が開始されているかを問わず、没収を宣告することができる。」
- (129) 第415条(没収の効力)「没収が宣告されるときは、その没収物件に対する所有権は、宣告の既判力と共にライヒに移転する。第三者の権利は消滅する。宣告の既判力発生後生ずる権利の取得に対しては、無権利者より権利を得る(herleiten)者のための民法の規定を適用する。」
- (130) 第416条(有罪者との併存的責任)「(1)第102条ないし第107条にいわゆる代理人、管理人又は受任者がその義務の遂行にあたり租税犯を犯すときは、本人はこれらの者が処せられる罰金刑に対し、且つこれらの者に課せられる刑罰手続及び刑罰執行の費用に対し責任を負う。この規定は後見および財産管理の場合には適用されない。
(2) 被傭者又はその他雇われている者(im Dienste oder Lohne stehende Personene)並びに家族および世帯員が雇主又は世帯主のために管理している義務の実施に際し租税犯を犯す場合における雇主又は世帯主の責任についても同じである。但し、雇主又は世帯主もしくはは外部に対し彼等を代理する権限を有する者が知らぬ間に租税犯が行われたこと、且つこれらの者が被傭者の選任又は監督、もしくは家族又は世帯員の監督につき必要な注意をなしたことが確証されたときは、前段の責任は生じない。
(3) 第1項および前項に規定する責任は、有罪者(Schuldige)又は責任者(Haftende)が受けた刑罰の宣告が既判力を生ずる前に死亡するときは消滅する。」

㉑ 第417条 (責任者に対する請求)

「(1) 有罪者と共に罰金刑および費用につき責任を負う者(第416条)に対しては、当該罰金および費用が有罪者の動産から徴収できない場合に請求をなすことができる。

(2) 罰金刑に対し責任を有する者に請求することなく、有罪者に対し代償自由刑(Ersatzfreiheitsstraf)の全部又は一部を執行することができる。」

㉒ 第419条 (時効) 第2項

「審理の開始および処罰決定の言渡は、これらの相手方に対する時効を中断する。」

㉓ 第413条 (租税秩序犯)

「(1) 下に掲げる者は租税秩序犯を犯したものとする。

1 他の租税犯の構成要件をみたすことなく、納税義務者として又は納税義務者の事件の管理にあたり税法もしくは課税手続においてなされる処分で処罰規定を包含するものに故意又は過失により違反した者

2 他の処罰されるべき行為の構成要件をみたすことなく、商品の輸入、輸出又は通過を禁止する法律、又はかかる法律の施行のために発せられた処分で処罰規定を包含するものに故意又は過失により違反した者

3 第107条 a 又は第164条 a に故意又は過失により違反した者

(2) 当該違反者は10万DM以下の罰金に処せられる。

(3) 秩序規定(Sollvorschrift)の違反は罰せられない。納期の徒過は、それだけでは罰せられない。」

㉔ 第419条 (時効)

「(1) 租税犯の刑事訴追は5年の時効にかかり、租税秩序犯の場合には、一年の時効にかかる。

(2) (注) 32参照。

(3) 手形税に関する租税犯にあっては、手形が満期となった年の翌年から時効は進行する。」

㉕ 1963年の改正で削除。なお、1957年の改正で24条の後に25条が加えられ、連邦大蔵大臣の規則制定権限が定められている。